

奈良県告示第二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十五年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
竹平 永久	らいふマッサージ治療院生駒店 生駒市小明町一一四一番三 生駒イー ストハイツ二〇五	平成二十五年九月四日
中山 誠	ひまわり整骨院 大和郡山市小泉町二八八〇―一	平成二十五年九月一日
谷 充訓	ひまわり整骨院 大和郡山市小泉町二八八〇―一	平成二十五年九月一日
福持 修	あすか整骨院 桜井市粟殿七二番地	平成二十五年九月二日
坂口 馨	あさひ整骨院 橿原市小綱町八―一五	平成二十五年九月一日
金山 龍大	あさひ整骨院 橿原市小綱町八―一五	平成二十五年九月一日
櫻本 雄大	サクラ整骨院 桜井市戒重四一三―三 アネックス奥 村一〇一号室	平成二十五年九月二十六日

乾
敬治朗

サクラ整骨院
桜井市戒重四一三―三
アネックス奥
村一〇一号室

平成二十五年九月二十六
日